

大宮盆栽村地域連携推進体制構築支援業務
要求水準書

1 業務名

大宮盆栽村地域連携推進体制構築支援業務

2 履行期間

契約締結日 から 令和9年3月26日（金）まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

4 予算の上限額

15,016,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

大宮盆栽村は令和7年に開村100周年を迎えたが、盆栽業は後継者不足や技能伝承、盆栽の生業化等の多くの課題を抱えている。

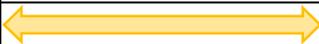
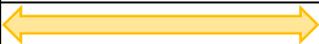
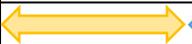
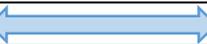
これらの課題は社会情勢や生活様式の変化、盆栽に対するニーズの変化等の複合的な要因を背景に生じていると考えられ、課題解決に向けては多面的・包括的な取組が必要となることから、さいたま市では盆栽園、地域住民等と連携しながら様々なアプローチで課題解決に向けた施策を進めるため、民間事業者を中心とする地域連携推進体制の構築を検討している。

地域連携推進体制の具体像は、本業務を通して検討していくが、盆栽振興に関連する事業に取り組みながら事業収益を上げるとともに、販路拡大などを通じて盆栽の生業化等の課題解決を目指し、将来的に自走可能な組織とすることを想定している。

また、地域連携推進体制の構築と並行して、盆栽園の存続や名樹の維持に向けて、民間と連携したファンドの設立の検討を、さらに盆栽業や大宮盆栽村の活性化に向けて、大宮盆栽村の市有地の活用に関する検討を進める。

本業務は、令和10年度における地域連携推進体制及び民間と連携したファンドの設立、大宮盆栽村の市有地の活用開始を目的として、そのために必要な調査・検討や実証事業等を実施するものである。

6 地域連携推進体制の構築に向けた想定スケジュール

令和8年度	令和9年度	令和10年度	
 地域連携推進体制構築に向けた調査・検討 民間と連携したファンド設立の調査・検討 市有地活用に向けた実証事業・効果検証	 地域連携推進体制設立に向けた準備・調整 民間と連携したファンドの設立準備 効果検証を踏まえた活用策の検討・決定	 地域連携推進体制の設立 ファンドの設立	 地域連携推進体制の業務開始 ファンドの運用開始 大宮盆栽村の市有地の活用開始

7 業務の概要

- (1) 地域連携推進体制の構築に向けた調査
- (2) 地域連携推進体制の事業スキーム、事業計画案等の作成支援
- (3) 事業計画案等の妥当性に関する検証事業の実施
- (4) 民間と連携したファンドの設立の検討支援
- (5) 大宮盆栽村の市有地の有効活用に向けた実証事業及び効果検証の実施

8 業務の内容

(1) 地域連携推進体制の構築に向けた調査

地域連携推進体制の事業スキーム等の検討に向けた基礎資料とするための次の(ア)～(ウ)の調査を実施すること。また、この調査の実施に向けて、調査対象、調査項目、調査方法、調査・報告スケジュール等を提案すること。

- (ア) 市内の盆栽業者の経営状態等に関する調査（市内の盆栽園 10 園程度を対象）
- (イ) 国内外の盆栽及び盆栽関連産業の市場動向に関する調査
- (ウ) 他自治体における、伝統文化・産業の振興に係る地域商社やまちづくり会社等の地域連携の取組に関する調査（調査対象としては 52 か所程度を想定。うち、2 箇所は現地調査を実施）

(2) 地域連携推進体制の事業スキーム、事業計画案等の作成支援

地域連携推進体制の構築に向けて、次の(ア)～(エ)、及びその他必要なものについて作成を支援すること。

(ア)事業スキーム

地域連携推進体制が事業を行うに当たって必要となる、事業コンセプト、マネタイズ、組織形態・構造・規模、収益構造、中長期目標等をまとめたもの。

(イ)ロードマップ

地域連携推進体制の構築に当たり必要な工程をまとめた、令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間のロードマップ。なお、地域連携推進体制の発足は令和 10 年度の想定とする。

(ウ)事業構想

地域連携推進体制が実施する事業について、事業の総数、各事業の概要（目的・目標、事業内容等）、全事業の俯瞰図や事業同士の相関図などをまとめたもの。

(エ)事業計画案

(ウ)の事業構想でまとめた事業について、令和 8 年度～令和 12 年度年度の 5 年間の事業計画案をまとめたもの。

(3) 事業計画案等の妥当性に関する検証事業の実施

(2) によって作成した事業構想・事業計画案の妥当性を検証するための検証事業を行い、その評価結果を報告すること。また、この事業について、事業内容、実施時期・回数、実施場所等を提案すること。なお、この検証事業については催事出展、モニター調査、テストマーケティング等の実施を考慮すること。

(4) 民間と連携したファンドの設立の検討支援

大宮盆栽村に盆栽園を残し、名樹を維持していくため、地域連携推進体制と並行して民間と連携したファンドの設立を検討している。この民間と連携したファンドの設立の検討について支援を行うこと。

(5) 大宮盆栽村の市有地の有効活用に向けた実証事業及び効果検証の実施

盆栽業や大宮盆栽村の活性化に向けて、大宮盆栽村に位置する市有地を活用し、実証事業及びその効果検証を行うこと。

また、実証事業については公募を実施することを前提とし、公募に関する選考方法、公募・選考スケジュール、事務局運営等について提案すること。

大宮盆栽村に位置する市有地のうち、次の(ア)の市有地の活用を必須とする。また、(イ)の市有地についてもイベント等での活用を検討することができる。ただし、(ア)、(イ)の市有地の活用にあたっては、使用条件等について委託者と協議のうえ決定するものとする。

(ア) 市有地A



面積：1,500 m² 所在地：さいたま市北区盆栽町 259

用途地域：第一種低層住居専用地域

風致地区

概要：かつて盆栽園の一部であった土地で、整形かつ平坦な土地となっている。大宮盆栽村のほぼ中央に位置しており、毎年5月に開催される大盆栽まつりなどで臨時駐車場として用いられている。現在はさいたま市が管理しており、事業のため利用する場合には所管課の使用許可が必要となる。

(イ) 市有地B



面積：1,220 m² 所在地：さいたま市北区盆栽町 132 番地 1

用途地域：第一種低層住居専用地域

風致地区

概要：かつて盆栽園の一部であった土地で、公開型の緑地広場として整備された。現在は緑地としてさいたま市が管理しており、事業のため利用する場合には所管課の使用許可が必要となる。また、事業を実施する場合は緑地の保全に配慮する必要がある。

9 業務スケジュール（想定）

R 8. 4	契約締結（4月下旬）
R 8. 5～7	地域連携推進体制の構築に向けた調査 民間と連携したファンドの設立の検討支援 大宮盆栽村の市有地の有効活用に向けた実証事業及び効果検証手法等の検討
R 8. 7	中間報告書提出（7月中旬）
R 8. 8～R 9. 3	地域連携推進体制の構築に向けた調査及び調査結果の分析 地域連携推進体制の事業スキーム、事業計画案等の作成支援 事業計画案等の妥当性に関する検証事業の実施 大宮盆栽村の市有地の有効活用に向けた実証事業及び効果検証の実施
R 9. 3	業務報告書提出（3月24日）

10 中間報告書・事業報告書の作成

本業務の途中経過について中間報告書にまとめ、令和8年7月中旬までに提出すること。中間報告書には、以下の内容を含めること。

- (1) 本業務において実施している各調査の調査対象、調査項目、調査方法、調査・報告スケジュールの検討結果
- (2) 事業スキーム、事業計画案等の作成支援のスケジュールの詳細
- (3) 事業計画案等の妥当性に関する検証事業の検討に関する経過報告と今後のスケジュール
- (4) 民間と連携したファンドの設立に関する検討に関する経過報告と今後のスケジュール
- (5) 市有地の有効活用に向けた実証事業の公募・選考スケジュール及び効果検証手法の検討結果

また、本業務の実施成果について事業報告書にまとめ、令和9年3月24日(水)までに提出すること。事業報告書には、以下の内容を含めること。

- (1) 本業務において実施した各調査の概要及び結果・分析
- (2) 支援業務を通じて作成した事業スキーム、ロードマップ、事業構想、事業計画案等
- (3) 検証事業の概要・評価結果及び実施の様子が分かる写真
- (4) 民間と連携したファンドの設立に関する検討の結果報告
- (5) 市有地の活用に向けた公募・選考の概要・結果等、実証事業の概要及び実施の様子が分かる写真、効果検証の概要及び分析結果

11 成果物の納品

受託者は、事業終了後、遅滞なく次の成果物を提出すること。

- (1) 完了報告書

(2) 事業実施報告書

(ア) 事業報告書 様式任意 5部

(イ) 検証事業・実証事業等の実施の様子がわかる写真データ、事業報告書データを含んだ電子媒体一式 (CD、DVD等)

(3) 納品及び検査場所

さいたま市スポーツ文化局文化部文化政策室

(さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎8階)

1.2 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の確認検査を経た後、一括払いとする。

1.3 留意事項

(1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者であるさいたま市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

(2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴え、その他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつさいたま市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(3) 成果物及び資料等について、著作権等はさいたま市に帰属するものとし、さいたま市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

1.4 その他

(1) 仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。

(2) 受託者は、事業実施にあたり、適宜、委託者と協議を行うものとする。

(3) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、特定の事業者が地域連携推進体制の事業主体となることを前提とした助言や提案等 (たとえば特定の事業者のみが実施可能な事業の提案等) を行わないものとする。

(4) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

(5) 受託者において仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は業務の中止を受託者に命じることがある。

(6) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。

(7) 受託者は、本委託業務において作成した資料、または貸与されたデータ (電磁記録を含む)、貸与品、資料等の管理について、万全の措置を講ずること。

- (8) 本業務において実施した内容、及び関連する内容について、市の求めに応じて助言を行うこと。
- (9) 業務の履行にあたって、故意または過失により委託者または参加者ならびに第三者に損害を与えた場合は、受託者はその賠償の責を負うものとする。
- (10) 個人情報の取扱い等については、個人情報の保護に関する法律及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例などを遵守し、個人情報の保護対策を講ずること。
- (11) その他業務委託における一般的事項については、さいたま市業務委託契約基準約款に記載のとおりとする。
- (12) 本要求水準書に定める事項のほか、さいたま市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (13) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。